

兵庫県公報

平成22年10月7日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 兵庫県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	1
県議会告示	
○ 兵庫県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程	2

公布された法令のあらまし

●兵庫県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第37号）

会派及び議員が行う調査研究活動に資するために必要な経費の一部として交付される政務調査費について、県民に対する説明責任をより一層果たすため、収支報告書にすべての領収書等証拠書類の添付を義務付けるとともに、より効果的・効率的な執行に資するため、会派ごとに、会派と会派の所属議員に交付する額を一律に区分するほか、改選後の新議員の政務調査に係る活動基盤の充実を図るため、平成23年6月交付分について一定額を交付する等所用の整備を行うこととした。

条 例

兵庫県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第37号

兵庫県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県政務調査費の交付に関する条例（平成13年兵庫県条例第30号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項を次のように改める。

政務調査費の額は、月の初日に在職する議員1人につき月額500,000円とする。

第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 会派及び会派の所属議員に係る政務調査費の額は、前項に規定する議員1人当たりの月額を会派が会派に交付する額（以下「会派交付月額」という。）と会派の所属議員に交付する額（以下「所属議員交付月額」という。）に一律に区分するものとし、次の各号に掲げる政務調査費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、会派交付月額及び所属議員交付月額は、年度途中において変更することはできない。

- (1) 会派に係る政務調査費 会派交付月額に月の初日における当該会派の所属議員数を乗じて得た額
(2) 会派の所属議員に係る政務調査費 月の初日に在職する議員1人につき所属議員交付月額

第4条第1項中「会派に」を「会派及び会派の所属議員に」に、「及び所属議員氏名」を「、所属議員氏名並びに会派交付月額及び所属議員交付月額」に改める。

第9条第4項中「のうち1件5万円以上の支出（事務所費、事務費及び人件費に係るものを除く。）」を削る。

附則第2項中「平成19年6月分」を「平成23年6月分」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 平成23年6月11日以降最初に招集される議会の初日に存在する会派及び同月11日に在職する議員に係る政務調査費 同日に在職する議員1人につき月額340,000円を第3条第1項に規定する議員1人当たりの月額として同条の規定の例により算出した額

附 則

この条例は、平成23年6月11日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定（同項第2号に係る部分を除く。）は、同年4月1日から施行する。

県 議 会 告 示

兵庫県議会告示第2号

兵庫県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年10月7日

兵庫県議会議長 山本敏信

兵庫県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程

兵庫県政務調査費の交付に関する規程（平成13年兵庫県議会告示第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「5 所属議員氏名 別紙名簿のとおり」

を

「5 所属議員氏名 別紙名簿のとおり

6 会派交付月額及び所属議員交付月額（1人当たり月額）

会派交付月額 円

所属議員交付月額 円」

に改める。

様式第2号中

「

異動のあった所属議員氏名	（新たに所属した議員氏名）	（所属議員でなくなった議員氏名）
--------------	---------------	------------------

」

を

「

異動のあった所属議員氏名	（新たに所属した議員氏名）	（所属議員でなくなった議員氏名）
会派交付月額及び所属議員交付月額（1人当たり月額）	会派交付月額 円 所属議員交付月額 円	会派交付月額 円 所属議員交付月額 円

」

に改める。

附 則

この規程は、平成23年6月11日から施行する。